

2020年5月21日
大多喜ガス株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
ガス料金および電気料金等の特別措置の追加対応について（第3報）

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

大多喜ガス株式会社は、3月19日、5月8日に新型コロナウイルス感染拡大に伴うガス料金および電気料金の特別措置について公表しておりますが、経済産業省からの要請等を踏まえ、以下のとおり、さらなる追加対応を実施いたします。

なお、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款」および「託送供給約款（小売託送）」に関する特別措置は、関東経済産業局長に「供給約款等以外の供給条件」および「託送供給約款以外の供給条件」の実施についての5月21日に認可申請を行い、認可されたものです。

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまへの特別措置

【ガス料金・電気料金の特別措置内容】（下線部は5月8日発表分からの変更点です。）

①2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、3月、4月、5月検針分のガス〔都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）、LPガス、圧縮天然ガス〕および電気料金について、支払期限日※を2ヶ月間延長いたします。（従来5月分は1ヶ月間延長）

②6月検針分のガスおよび電気料金について、支払期限日を1ヶ月間延長いたします。

なお、既に5月検針分の支払期限の延長をお申込みいただいたお客さまは、自動的に「2ヶ月延長」に変更いたします。

【適用となるお客さま】

上記の特別措置は、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置』に基づく貸付を受けようとするお客さまが本適用をお申し出いただいた場合に適用させていただきます。

【備考】

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等に鑑み、別途検討することといたします。

※支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して30日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目、が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

●お問い合わせ

<都市ガス（旧一般ガス）>

茂原地区	0475-24-6151
市原地区	0436-24-1221
千葉地区	043-291-1143
八千代地区	047-482-7235
成東地区	0475-82-0800

※上記の代表番号はお客さまサポートセンター（コールセンター）へ自動転送されます。

<都市ガス（旧簡易ガス）、LPガス、圧縮天然ガス>
LPガス事業部 0475-24-0161

<本発表資料のお問合せ先>
大多喜ガス株式会社
総務グループ 担当：三浦、澁谷
TEL：0475-24-0010